

福島県任期付職員採用候補者登録試験受験案内

令和2年5月
福島県

- ◆ 東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興等の一時的に増加する業務等に対応するため、任期付職員を募集します。

- この登録試験の合格者は、「任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、令和3年4月1日以降、採用を行います。ただし、欠員状況等により、本人の意向を確認のうえ、令和3年4月1日以前に採用される場合もあります。（候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から1年間です。）
- 任期は、県の機関に配属される職種の場合3年、市町村に派遣される職種の場合は1年です。
- ※ どちらの場合でも、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◇ 受付期間 令和2年5月19日（火）～令和2年6月29日（月）

1 区分試験（職種）、登録予定人員及び職務内容等の一例

区分試験（職種）	登録予定人員	勤務先（予定）	職務内容等
行政事務	31名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	一般行政事務
化学	2名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	環境保全、環境衛生試験研究等の業務
農業土木	14名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	農地・農業用施設の災害復旧等の業務
土木A	21名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	公共施設等の災害復旧等の業務
土木B	6名程度	市町村に派遣 (楡葉町、大熊町、飯舘村)	公共施設等の災害復旧等の業務
建築	1名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	公共施設等の災害復旧等の業務
電気	2名程度	県の機関に配属 本庁又は出先機関	公共施設等の災害復旧等の業務
保健師	4名程度	市町村に派遣 (富岡町、川内村、大熊町、葛尾村)	仮設住宅・借上住宅入居者・被災地区在宅者等の健康支援業務

※ 被災市町村への派遣は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づく派遣となります。派遣職員は、福島県職員の身分と派遣先の市町村職員の身分をあわせて有することになります。

※ 本人の意向を確認のうえ、土木Aで申し込んだ場合でも市町村に派遣されたり、土木Bで申し込んだ場合でも県の機関に配属されたりする場合があります。

※ 職務内容等の詳細は、別紙「(参考)主な職務内容」(23ページ)を参照ください。

※ 複数の区分試験(職種)を申し込むことはできませんので、どれか1つを選択して受験の申込みをしてください。

2 受験資格

区分試験（職種）	受験資格	年齢要件
行政事務、化学	資格要件はありません。	全職種ともありません
農業土木	1級若しくは2級土木施工管理技士の資格 ^{※1} を有する者又は10年以上の公共土木工事の計画、設計、積算又は施工監理に関する実務経験を有する者。	
土木（AB共通）	1級若しくは2級土木施工管理技士の資格 ^{※1} を有する者又は10年以上の公共土木工事の計画、設計、積算又は施工監理に関する実務経験を有する者。	
建築	1級又は2級建築士の資格 ^{※1} を有する者。	
電気	建築設備士の資格 ^{※1} 又は第1種、第2種若しくは第3種電気主任技術者免状 ^{※1} のいずれかを有する者。	
保健師	保健師の免許 ^{※1} を有する者。	

※1 資格・免許については、令和3年3月31日までに取得見込みの方も受験できますが、取得できなかった場合、採用はできません。

● 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時、試験会場及び合格者発表

試験	職種	日時	試験会場	合格者発表日
1次試験	行政事務・化学	令和2年8月8日（土） 13:30～15:45 （受付は12:45～13:15）	福島県庁（本庁舎） （住所：福島市杉妻町2-16） 又は 福島県自治会館 （住所：福島市中町8-2） ※ 試験会場については、上記のいずれかになりますので、受験票返送時にお知らせします。	令和2年8月17日（月）
	上記以外	書類選考（申込時に提出された応募作文等による選考） ※1次試験会場への来場は不要です。		令和2年8月17日（月）
2次試験	全職種	令和2年8月27日（木）、 8月28日（金）、 8月31日（月） ※ 詳細については、1次試験合格者に別途通知します。	福島県庁（本庁舎） （住所：福島市杉妻町2-16） 又は 福島県自治会館 （住所：福島市中町8-2）	令和2年9月14日（月）

※ 合格者発表は、福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。（履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します。）

また、福島県人事課のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/>）にも合格者の受験番号を掲載しますので、サイト内の新着情報をご覧ください。

なお、不合格者に対しては通知しません。

4 試験種目及び内容

試験	区分試験（職種）	試験種目	試験内容
1次試験	行政事務	教養試験 （多肢選択式） （50題）	職員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験 （高校卒程度）
	化学	専門試験 （記述式）	職員として必要な専門的知識、技術及び能力についての筆記試験 （大学卒程度）
	農業土木 土木（AB共通） 建築 電気	書類選考	申込時に提出された応募作文による選考 （1次試験会場への来場は不要です。）
	保健師	書類選考	申込時に提出された書類による選考 （1次試験会場への来場は不要です。）
2次試験	全職種	適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
		口述試験	人物についての個別面接による試験

《職種別出題分野（予定）》

行政事務:教養試験 （高校卒程度）	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈
化学:専門試験 （大学卒程度）	無機化学、有機化学、分析化学

5 試験種目ごとの配点及び満点

区分試験（職種）	教養試験	専門試験	応募作文	口述試験	適性検査	満点
行政事務	50	—	—	90	適否	140
化学	—	50	—	90	適否	140
農業土木 土木（AB共通） 建築 電気	—	—	50	90	適否	140
保健師	—	—	—	90	適否	90

6 合格者の決定方法について

- 最終合格者は、1次試験と2次試験の得点を合計したうえで、登録予定人員を勘案して決定されます。
- ただし、一定基準に達しない試験種目が一つでもある場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

なお、適性検査については、適か否かの判定となり、得点化の対象となりません。適性検査において否となった場合には、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となります。

7 受験手続

(1) 受験申込みの方法

区分試験（職種）	提出書類
行政事務 化学	(1) 受験票（指定様式） ※郵便はがき裏面に貼付したもの (2) 履歴書（指定様式） (3) 面接カード（指定様式） (4) 勤務希望地等調書（指定様式）
農業土木 土木（AB共通） 建築 電気	(1) 受験票（指定様式） ※郵便はがき裏面に貼付したもの (2) 履歴書（指定様式） (3) 面接カード（指定様式） (4) 勤務希望地等調書（指定様式） (5) 実務経験経歴書（指定様式） (6) 資格要件を証明する書類（写） ※既取得者に限る (7) 応募作文（指定様式）
保健師	(1) 受験票（指定様式） ※郵便はがき裏面に貼付したもの (2) 履歴書（指定様式） (3) 面接カード（指定様式） (4) 勤務希望地等調書（指定様式） (5) 免許要件を証明する書類（写） ※既取得者に限る

○ 受験票、履歴書、面接カード、勤務希望地等調書、実務経験経歴書、応募作文は必ず指定した様式を使用してください（9～22ページ）。

○ 受験票は、9ページにある注意事項をよく読んで作成してください。7月中旬に受験票を返送します。1次試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、福島県人事委員会事務局までご連絡ください。

○ 応募作文の課題は21ページの様式をご覧ください。様式に左から横書きにして、500字以上800字以内で、作文を書いて提出してください。なお、必ず自筆で記載してください。

○ 履歴書には必ず、裏面に氏名を記載した顔写真を貼り、黒インクのペン又はボールペンで記入してください。

○ 合格者への通知は、履歴書の現住所欄に記載された住所へ送付します。

○ 履歴書、面接カード、勤務希望地等調書及び実務経験経歴書提出後に、内容の変更が発生した場合には、速やかに福島県人事委員会事務局へ連絡し、指示に従ってください。

提出方法及び提出先
<p>持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。</p> <p>※ 提出された書類は、返却いたしません。</p> <p>○ 持参する場合 福島県人事委員会事務局（福島県庁本庁舎3階）に提出してください。（電話 024-521-7590(直)）</p> <p>○ 郵便による場合 封筒の表に朱書きで「任期付申込」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。</p> <p style="text-align: center;">（送付先）〒960-8681 福島市杉妻町2-16（福島県庁内郵便局私書箱第25号） 福島県人事委員会事務局</p>

受付期間及び受付時間
<p style="text-align: center;">令和2年5月19日（火）から令和2年6月29日（月）まで</p> <p>○ 郵便による場合は、令和2年6月29日（月）の郵便局の消印のあるものまで受け付けます。</p> <p>○ 受付期間前及び受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。</p> <p>○ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。</p>

(2) 第1次試験受験の際の注意事項

試験当日持参するもの	<p>(1) 受験票（受付が完了し、返送された受験票の所定の欄に、最近3か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向、縦40mm×横30mm）を貼ってください。）</p> <p>(2) 鉛筆又はシャープペンシル（HBに限る。）</p> <p>(3) プラスチック消しゴム</p>
その他	<p>○ 試験当日、試験場に到着したら、受付で受験票を提示してください。 ※ 受験票を忘れた場合には、係員に申し出てください。その際、本人と証明できるものを提示してください。</p> <p>○ 必ず受付時間内に受付をすませてください。</p> <p>○ 申込み後の区分試験（職種）の変更は認めません。</p> <p>○ 受験票は試験時間内に回収しますので、受験番号を控えておいてください。</p> <p>○ 障がい等により受験に際し配慮を希望する場合は、申込期間内に福島県人事委員会事務局（Tel.024-521-7590）までご連絡ください。</p> <p>○ 試験中は計時以外の機能がある時計の使用を禁止します。</p> <p>○ 試験場には受験者用の駐車スペースはありませんので、試験当日は、公共交通機関等をご利用ください。</p> <p>○ 農業土木、土木（AB共通）、建築、電気、保健師は1次試験会場への来場は不要です。申込時に提出された書類による選考となります。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や災害の発生等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、福島県人事課のホームページでお知らせします。 (http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01125c/)</p>

8 給与及び勤務時間等

任期付職員は、任期が定められていること以外、給与、勤務時間等については任期の定めのない職員と同様に地方公務員法等の規定が適用され、採用後は、一般職の職員として勤務していただくこととなります。

(1) 令和2年5月1日現在の給料月額、次表のとおりであり、学歴や職歴に基づいて、記載の額の範囲内で給料の額が決定されます。

区分試験(職種)	給料月額
行政事務	158,400円～253,300円程度
	(モデルケース1) 高校新卒の場合 158,400円
	(モデルケース2) 大学新卒の場合 186,500円
	(モデルケース3) 年齢30歳。高校卒業後、民間企業等における職務経験(事務)が12年の場合 228,400円
化学 農業土木 土木(AB共通) 建築 電気	193,100円～358,200円程度
	(モデルケース1) 大学新卒の場合 193,100円
	(モデルケース2) 年齢34歳。大学卒業後、民間企業等における職務経験(化学関係・農業土木関係・土木関係・建築関係・電気関係)が12年の場合 273,900円
保健師	222,800円～371,100円程度
	(モデルケース1) 大学新卒の場合 222,800円
	(モデルケース2) 年齢34歳。大学卒業後、民間企業等における職務経験(保健師関係)が12年の場合 289,000円

(2) 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務（残業）手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 市町村派遣の職種の場合、一部の諸手当は派遣される市町村の規定が適用される場合があります。

(3) 勤務時間については、原則として月曜日から金曜日までの週5日、1日7時間45分勤務です。

※ 市町村派遣の職種の場合、勤務時間・休暇等は派遣される市町村の規定が適用されます。

(4) 上記の給料月額、人事委員会の勧告に基づく給与改定により変動する場合があります。

9 合格から採用まで（任用期間等について）

- (1) この試験の最終合格者は、**最終合格者発表日**付で「任期付職員採用候補者名簿」（候補者名簿）に登録され、令和3年4月1日以降、採用を行います。ただし、欠員状況等により本人の意向を確認のうえ、令和3年4月1日以前に採用される場合もあります。
- (2) 候補者名簿に登録されても、採用されない場合もあります。
- (3) 候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から1年間（令和3年9月13日まで）です。
- (4) 任期は県配属の職種の場合3年、市町村派遣の職種の場合1年です。採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果の開示については、福島県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

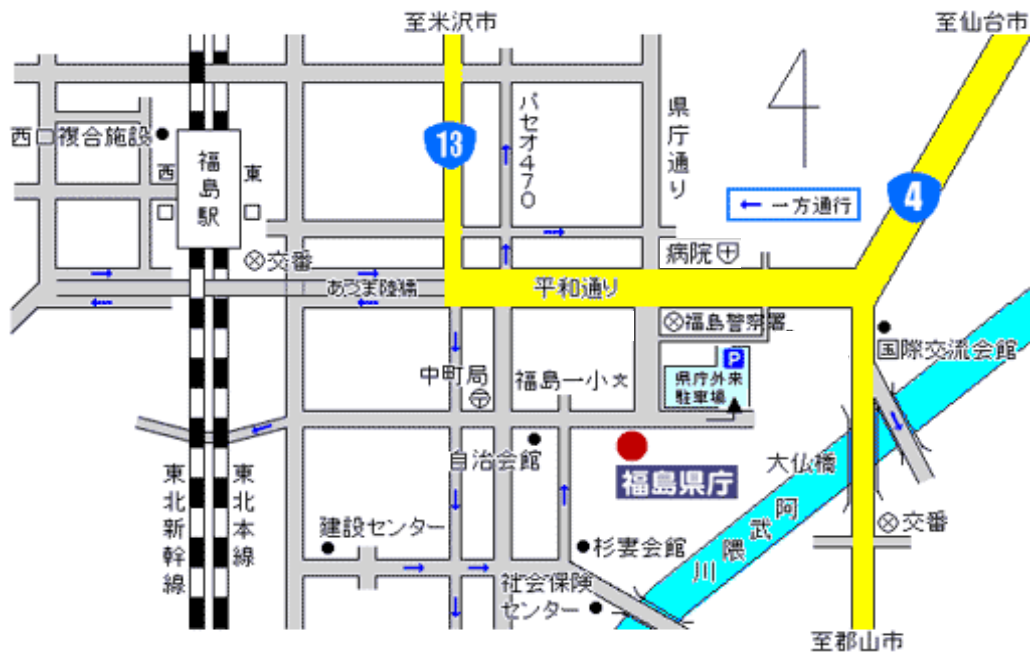
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
1次試験	1次試験不合格者	1次試験の得点及び順位	合格者 発表日から 1か月間	福島市杉妻町2-16 (福島県庁西庁舎1階) 県政情報センター 利用時間（平日のみ） 8:30~12:00 13:00~17:00
2次試験	2次試験受験者	総合得点及び総合順位		

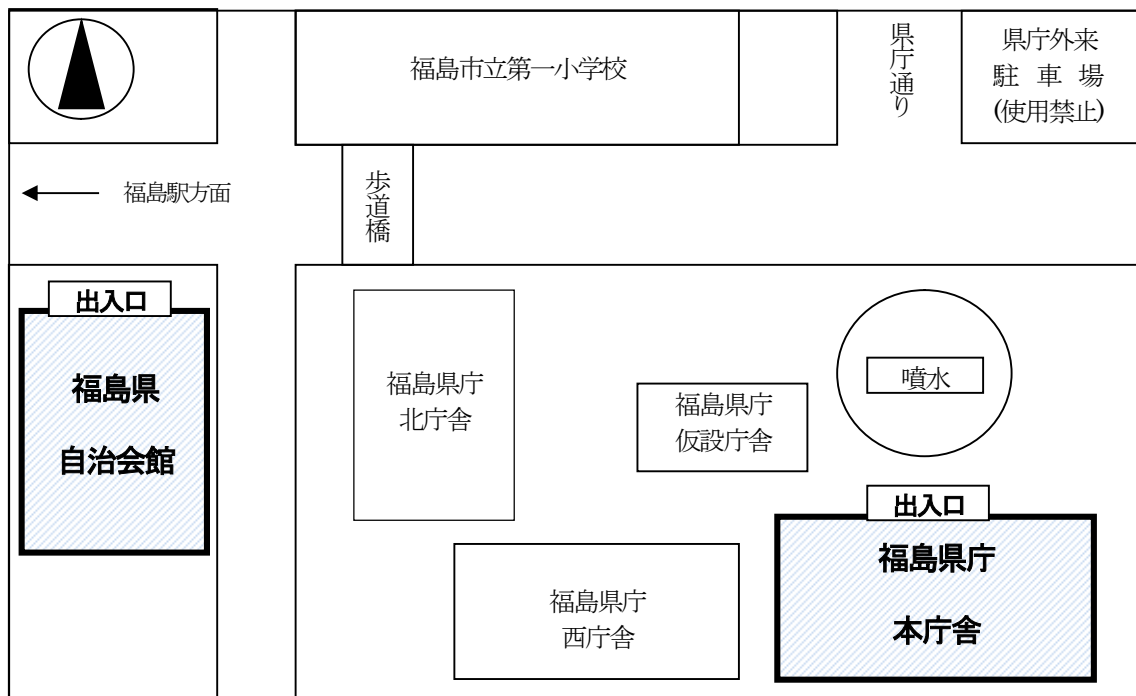
〔 試験会場までのアクセス 〕

○ 福島県庁：福島市杉妻町2-16

○ 福島県自治会館：福島市中町8-2 JR福島駅から徒歩約15分。



〔 試験会場周辺拡大図 〕



1次試験の会場は、上記のいずれかになりますので、受験票返送時にお知らせします。(行政事務、化学)

受験申込に関する 問い合わせ先	人事委員会事務局 採用給与課 電話 024-521-7590(直)
試験実施、任期付職員の制度に関する 問い合わせ先	総務部 人事課 電話 024-521-7033(直)
派遣市町村に関する 問い合わせ先	総務部 市町村行政課 電話 024-521-7057(直)

令和2年受験票

※受験番号			
1 試験の種類 任期付職員採用 候補者登録試験		2 職種 希望する職種(一つのみ)の口を黒く塗りつぶしてください。 □行政事務 □化学 □農業土木 □土木A □土木B □建築 □電気 □保健師	
3 (ふりがな) 氏名		4 性別 男・女	

ハ
キ
リ
ト
リ
▽

ハ
キ
リ
ト
リ
▽

※「受験番号」欄は記入しないでください。

◇ 1次試験 [本受験票返送時に、“○”をつけて試験会場をお知らせします。
“○”のついた会場で受験してください。]

日 付 令和2年8月8日(土) 受付12:45~13:15 着席13:30

職 種	試 験 会 場	住 所
行政事務・化学	福島県庁(本庁舎)	福島市杉妻町2-16
	福島県自治会館	福島市中町8-2
上記以外	書類選考(1次試験会場への来場は不要)	

◇ 2次試験(詳細については、1次試験合格者に別途通知します。)

日 付 令和2年8月27日(木)、28日(金)、31日(月)

試験会場 福島県庁 又は 福島県自治会館

※試験当日の試験会場への自家用車の乗入は禁止します。

※

(写真貼付欄) 申込の時には、写真を貼らないでください。 受験票が返送されましたら、最近3か月以内に撮影した本人の写真(縦4cm×横3cm)をここに貼ってください。

○注意事項

1. 上記受験票の太線の枠内の2~4に黒インクのペン又はボールペンで必要事項を記載してください。
2. 点線に沿って切り取り、郵便はがきの裏面に、はがれないように貼り付けてください。また、はがき表面に、受験者本人の住所及び氏名を記載のうえ、ほかの提出書類に同封して送付してください。

※ はがきの郵送料は**63円**となります。料金不足とならないようご注意ください。
3. 受付が完了しましたら、本受験票を返送しますので、写真を貼付のうえ、1次試験当日に受験会場へお持ちください。(農業土木、土木A、土木B、建築、電気、保健師の職種は、1次試験は書類選考になり、会場への来場は不要ですので、2次試験の際に受験会場にお持ちください。)

なお、行政事務及び化学の職種の1次試験会場につきましては、本受験票の返送時に、該当する会場を“○”で明示する方法によりお知らせします。

また、1次試験日の1週間前までに受験票が届かない場合には、福島県人事委員会事務局(電話:024-521-7590)までご連絡ください。

勤 務 希 望 地 等 調 書				
職 種		受験番号※		氏 名

※受験番号欄には何も記載しないでください。

1 採用可能時期について

- 令和3年4月1日
- いつでも可能（令和2年11月1日以降）
- 令和 年 月 日から可能

※採用可能時期は、最終合格者発表日から1年間（令和3年9月13日まで）です。

2 県の機関への配属希望について

職種「行政事務」「化学」「農業土木」「土木A」「建築」「電気」の申込者のみ記入してください。

(1)希望勤務地				
希望する勤務地域の番号をカッコ内に記入してください。				
第1希望 ()		第2希望 ()		第3希望 ()
1 県北地域	2 県中地域	3 県南地域	4 会津地域	
5 南会津地域	6 相双地域	7 いわき地域	8 どこでも可	
(2)上記の理由				
(3)市町村への派遣希望について（「土木A」申込者のみ記入してください。）				
・県の機関に配属されない場合、市町村への派遣を				
希望する		希望しない（どちらかを○で囲んでください。）		
・希望する場合の市町村名 榎葉町・大熊町・飯舘村（○で囲んでください。複数回答可）				

3 市町村への派遣希望について

職種「土木B」「保健師」の申込者のみ記入してください。

(1)派遣先意向確認		下記いずれかに○をつけてください。		
		募集している市町村全てに勤務可能（下記(2)は記載不要です。）		
		市町村別に赴任の希望を記載する。（下記(2)を記載してください。）		
(2)市町村別に赴任の希望を記載する場合		下記いずれかに○をつけてください。 （勤務場所（予定）については、23ページを参照してください。）		
榎葉町（土木B）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
富岡町（保健師）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
川内村（保健師）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
大熊町（土木B、保健師）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
葛尾村（保健師）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
飯舘村（土木B）	積極的に希望	希望する	できれば希望しない	希望しない
(3)県の機関への配属希望について		下記いずれかに○をつけてください。 ※「土木B」申込者のみ記入		
		・市町村に派遣されない場合、県への配属を		
		希望する 希望しない（どちらかを○で囲んでください。）		
		・希望する場合、希望勤務地域の番号をカッコ内に記入してください。		
第1希望 ()		第2希望 ()		第3希望 ()
1 県北地域	2 県中地域	3 県南地域	4 会津地域	
5 南会津地域	6 相双地域	7 いわき地域	8 どこでも可	

職種：農業土木、土木（AB共通）、建築、電気の申込者が記入してください。

実 務 経 験 経 歴 書

受験番号※			
職 種		氏 名	

期 間	実務経験年数	勤 務 先 地 (所 在 地)	業 務 の 内 容
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
自 年 月 至 年 月	年 月	()	
通 算 期 間	年 月		

(____ 枚目 / 全 ____ 枚のうち)

記載要領

「業務の内容」欄は、事業・工事の調査、設計、監理等の業務に関し、その名称又は内容、従事していた業務上の立場等を記載すること。

欄が足りないときは、本紙をコピーして使用すること（すべてに職種及び氏名を記載すること）。

※印の欄（受験番号欄）には何も記載しないこと。

職種：農業土木、土木(A B共通)、建築、電気の申込者が必ず自筆で記入してください。

応募作文

1 / 2

【応募作文課題】

「あなたの応募した職種に関連したこれまでの職務経験（業務内容、業務を通じて得た知識・技術、具体的な実績等。）について具体的に述べなさい。また、職務経験をいかして福島県の復旧・復興事業や県行政にどのように貢献したいと考えているのか併せて述べなさい。」（500字以上～800字以内 自筆）

受験番号	(記入不要)	職 種	氏 名																	

(参考)

- 主な職務内容
(職務内容は、業務の進捗状況等に応じて下記以外の職務となる場合があります。)

職 種	勤務先又は派遣市町村	人 数	主な職務内容
行政事務	県の出先機関 又は本庁	3 1 名程度	・一般行政事務(東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興等の一時的に増加する業務)
化 学	県の出先機関 又は本庁	2 名程度	・環境保全、環境衛生試験研究等業務
農業土木	県の出先機関 又は本庁	1 4 名程度	・農地、農業用施設(農業用排水路、農道、ため池等)の災害復旧工事等に係る設計積算、発注、工事監督等
土 木 A	県の出先機関 又は本庁	2 1 名程度	・公共施設等の災害復旧等の業務その他一般土木業務
土 木 B	檜葉町	2 名程度	・町道の設計、施工監理及び検査業務
	大熊町	1 名程度	・復興事業工事(道路、造成)設計、積算、工事施工監理業務
	飯舘村	3 名程度	・災害復旧(水道配水管、農業集落排水管路、道路、河川)設計、工事施工管理 ・営農再開に向けた用排水路等施設の復旧・整備工事施工管理
建 築	県の出先機関 又は本庁	1 名程度	・公共施設等の整備その他建築業務
電 気	県の出先機関 又は本庁	2 名程度	・公共施設等の整備その他建築設備業務
保 健 師	富岡町	1 名程度	・町民の健康支援業務、母子保健、成人保健等に関する指導、保健事業業務 (※勤務場所は郡山市を予定しております。)
	川内村	1 名程度	・母子保健、成人保健等に関する指導、保健事業業務
	大熊町	1 名程度	・健康教育・健康相談業務、健診、特定保健指導業務、放射線健康対策に関する業務 (※勤務場所はいわき市を予定しております。)
	葛尾村	1 名程度	・避難者支援業務(健康支援、心のケア)、母子保健業務

※市町村派遣の全ての職種において、業務上、公用車を運転していただくことを予定しています。

(参考)

[提出書類チェックリスト]

提出書類の確認に活用してください。 ※このチェックリストは提出不要です。

1 受験票

- 太枠2～4に必要事項を記入しましたか
- 郵便はがき(63円)に貼り付けましたか
- 郵便はがきの表面には受験者本人の住所と名前を記入しましたか

2 履歴書

- 太枠に必要事項を全て記入しましたか
- 「職種」欄の希望する職種の□を塗りつぶしましたか
- 電話番号は日中連絡の取れる携帯電話番号を記入しましたか(自宅電話でも可)
- 「賞罰」欄の該当する方を○で囲みましたか(“あり”の場合は内容を記載しましたか)
- (農業土木、土木AB、建築、電気、保健師を申込みされる方)受験資格に記載する資格を有する場合、「資格、特技、その他」の欄に記入しましたか
- 「宣誓」欄に日付と氏名を記入しましたか
- 写真(裏面に氏名を記入)を所定の位置に貼り付けましたか

3 面接カード

- 職種と氏名を記入しましたか
- 1～3に必要事項を記入しましたか

4 勤務希望地等調書

- 1の採用可能時期の該当箇所の□を塗りつぶしましたか
- (行政事務、化学、農業土木、土木A、建築、電気を申込みされる方)2の(1)～(3)を記入しましたか
- (土木B、保健師を申込みされる方)3の(1)～(3)の該当箇所を記入しましたか

5 実務経験経歴書(農業土木、土木AB、建築、電気を申込みされる方)

- (下段)記載要領の記載のとおり記入しましたか
- 実務経験年数の計算に誤りはありませんか。
- 複数枚となる場合、全てに職種と名前を記入しましたか。

6 資格要件を証明する書類(写)、免許要件を証明する書類(写)

(農業土木、土木AB、建築、電気、保健師を申込みされる方)

- 受験資格に記載する資格・免許を有する場合、証明書類の写しを添付しましたか(取得時と現在の氏名が異なる場合、旧姓を確認できる資料等を併せて添付すること)

7 応募作文(農業土木、土木AB、建築、電気を申込みされる方)

- 指定様式に横書きで記入(自筆)しましたか
- 裏面にも職種と氏名を記入(自筆)しましたか

福島県任期付職員Q & A

令和2年5月 人事課
市町村行政課

Q1：二次試験は、記載のある日程に毎日出てこなければならないのか？

A：各受験者にお出でいただくのは、8月27日（木）、8月28日（金）、8月31日（月）の3日間のうち、いずれか1日となる予定です。詳細は応募状況等に応じて決定し、1次試験合格者に別途通知いたします。

Q2：いつ採用となるのか？

A：原則として、令和3年4月1日採用となりますが、例えば、採用予定者の都合で4月1日採用が困難な場合などは、年度の中で採用する場合があります。
また、欠員等の状況により、採用予定者の意向を聞いた上で令和3年4月1日以前に採用する場合があります。
なお、採用可能時期は、最終合格者発表日から1年間（令和3年9月13日まで）です。

Q3：配属が決まるのはいつか？

A：令和3年4月1日採用予定者の場合、3月の中旬頃を予定しております。
（市町村派遣の場合は12月を予定しております。）

Q4：将来、任期の定めのない職員に任用されることはあるか？

A：制度上、そのまま任期の定めがない職員に任用されることはありません。

Q5：住居はどのようになるのか？

（県配属の場合）

A：現在お住まいの住居から通勤できない場合は、県職員公舎を利用することが可能です。ただし、希望者多数の場合、利用できない場合もあります。

県職員公舎を利用しない（できない）場合は、ご自分で民間アパート等をお探しいただくこととなりますが、地理に不案内などの場合は、配属が決まったら、所属の担当者にご相談ください。

なお、県職員公舎に入居した場合は、利用料をご負担いただくこととなります。

また、民間アパート等に入居した場合は、住居手当が支給されます（支給要件及び上限があります）。

(市町村派遣の場合)

A：次表のとおりです。

派遣市町村	内 容
檜葉町	<p>町で民間賃貸借住宅又は町営住宅を借り上げて、入居いただくことを予定しております。なお、家賃及び光熱水費の負担はありません。</p> <p>家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等）は町で準備しますが、その他については、入居者持ち込みでお願いします。</p>
富岡町	<p>町で民間賃貸借住宅を借り上げて、入居いただくことを予定しております。なお、家賃及び光熱水費の負担はありません。</p> <p>家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、ガス台等）は町で準備しますが、その他については入居者持ち込みでお願いします。</p>
川内村	<p>ご自分で民間賃貸住宅等をお探しいただくこととなります。（住居手当、交通費が支給されます。）</p> <p>村内にある民間アパートの斡旋を行うことは可能です。</p> <p>村内に空きがない場合は、近隣の市町村のアパートに入居いただくこととなります。</p> <p>家電及び生活に必要な物品は、入居者持ち込みでお願いします。</p>
大熊町	<p>町で民間賃貸借住宅を借り上げて、入居いただくことを予定しております。なお、家賃及び光熱水費の負担はありません。</p> <p>家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、ガス台等）は町で準備しますが、その他については入居者持ち込みでお願いします。</p>
葛尾村	<p>村で民間賃貸借住宅を借り上げて、入居いただくことを予定しております。なお、家賃の負担はありませんが、光熱水費は負担をお願いします。</p> <p>家電及び生活に必要な物品は、入居者持ち込みでお願いします。</p>
飯舘村	<p>ご自分で民間賃貸住宅等をお探しいただくこととなります。（住居手当、交通費が支給されます。）</p> <p>村内にある民間アパートの斡旋を行うことは可能です。</p> <p>家電及び生活に必要な物品は、入居者持ち込みでお願いします。</p>